



平成 26 年 3 月 14 日

各 位

本店所在地 東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号
会 社 名 東洋証券株式会社
代 表 者 取締役社長 大島 勝彰
(コード：8614、 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経営企画部長 松本 誠
(TEL 03-5117-1255)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 14 日開催の取締役会において、第 92 回定時株主総会（平成 26 年 6 月 27 日開催予定）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役の員数を 7 名以内から 9 名以内に増員する（第 20 条）。

また、コーポレート・ガバナンスの強化および経営効率化の向上を目的として社外取締役を選任するにあたり、適切な人材を確保するため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき社外取締役との責任限定契約の規定を新設する（第 31 条第 2 項）。

2. 定款変更の内容

(下線部変更箇所)

変更後	変更前
第 20 条（取締役の員数） 当社の取締役は <u>9 名以内</u> とする。	第 20 条（取締役の員数） 当社の取締役は <u>7 名以内</u> とする。
第 31 条（取締役の責任免除） 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 <u>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	第 31 条（取締役の責任免除） 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 <u>(新設)</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日および定款変更の効力発生日
平成 26 年 6 月 27 日（予定）

以 上